

兵庫県公報

令和3年11月19日 金曜日 第261号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	1
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	10
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	10
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	11
○ 重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	11
公 告	
○ 入札公告（企画県民部総務課）	11
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	14
○ 同 上（同）	15
○ 同 上（同）	16
○ 同 上（同）	17
○ 同 上（同）	18
○ 同 上（同）	19
○ 入札公告（神戸県民センター）	20

告 示

兵庫県告示第1195号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請の概要

- (i) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
東芝デバイス&ストレージ株式会社姫路半導体工場
揖保郡太子町鵜300番地

工場長 栗原紀泰

- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
東芝デバイス&ストレージ株式会社姫路半導体工場
揖保郡太子町鵜300番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)		
能	力	2,125枚/日	900枚/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	既 設		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後7日	既 設		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	同 左		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	2~4	2~4	11~13	11~13
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	1,770	2,213
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	0.5未満	0.5未満	480	600
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	33	41	174	218
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	ほう素及びその化合物 (単位 mg/L)	49	61	—	—
	ふっ素及びその化合物 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	33	41	174	218
	1, 4 - ジ オ キ サ ン (単位 mg/L)	—	—	0.005未満	0.005未満
フ ェ ノ ール 類 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	0.01未満	0.01未満	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		25	25	1	1

備考 既設特定施設を廃止するとともに他工程で変更を行うため、排水の量及び汚濁負荷量が減少する。

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 3)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 4)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 5)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 6、No. 7)	
425枚/日		400枚/日		720枚/日		800枚/日・基	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左		同 左	
通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
2～4	2～4	1～3	1～3	10～12	10～12	1～3	1～3
—	—	—	—	1	1	40	50
0.5未満	0.5未満	0.5未満	0.5未満	1	1	11	14
1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
664	830	2,288	2,860	22	27	4	5
—	—	1,445	1,806	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
1,244	1,555	11,487	14,359	—	—	—	—
664	830	2,288	2,860	22	27	4	5
—	—	—	—	0.005未満	0.005未満	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—
5.6	5.6	0.7	0.7	1.3	1.3	38.1/基	38.1/基

65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 8)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 9)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 10)	
12個/日		1,359枚/日		1,375枚/日	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
同 左		同 左		同 左	
通常	通常	最大	通常	最大	最大
1～7	1～7	2～4	2～4	2～4	2～4
7	9	18	23	81	102
9	11	5	7	22	28
1未満	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
65	81	2	3	8	10
19	24	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
4	5	388	484	139	174
65	81	2	3	8	10
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
0.1	0.1	12.7	12.7	23.1	23.1

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和3年11月19日から同年12月10日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び揖保郡太子町生活福祉部生活環境課



兵庫県告示第1196号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局六甲砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地測量）
- 2 作業期間
令和3年9月1日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域
神戸市北区有野町唐櫃、北区有馬町、東灘区本山町森及び芦屋市奥山地内



兵庫県告示第1197号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び数値地形図データ作成）
- 2 作業期間
令和3年7月16日から令和4年3月25日まで
- 3 作業地域
加西市上万願寺町地内



兵庫県告示第1198号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級水準測量及び三次元点群測量）
- 2 作業期間
令和3年7月13日から令和4年1月31日まで
- 3 作業地域
宍粟市波賀町日ノ原地内



兵庫県告示第1199号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間

令和3年9月18日から令和4年2月28日まで

3 作業地域

宍粟市山崎町中野地内



兵庫県告示第1200号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（用地実測図作成及び用地平面図作成）

2 作業期間

令和3年10月12日から令和4年3月25日まで

3 作業地域

養父市八鹿町八鹿地内



兵庫県告示第1201号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）

2 作業期間

令和3年10月22日から令和4年3月25日まで

3 作業地域

養父市八鹿町高柳地内



兵庫県告示第1202号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和3年10月13日から令和4年2月28日まで

3 作業地域

新温泉町熊谷地内



兵庫県告示第1203号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和3年10月21日から同年12月31日まで

3 作業地域

西宮市青葉台二丁目及び花の峯地内



兵庫県告示第1204号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和3年5月10日から同年9月30日まで

3 作業地域

西宮市神園町外地内



兵庫県告示第1205号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和3年2月8日から同年9月28日まで

3 作業地域

加古川市八幡町宗佐地内



兵庫県告示第1206号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（現地測量）

2 作業期間

令和2年3月27日から令和3年9月27日まで

3 作業地域

豊岡市但東町奥赤地内



兵庫県告示第1207号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和2年10月15日から令和3年9月30日まで

- 3 作業地域
豊岡市奥野地内



兵庫県告示第1208号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）
- 2 作業期間
令和2年7月17日から令和3年9月21日まで
- 3 作業地域
豊岡市但東町三原地内



兵庫県告示第1209号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量、路線測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和3年2月12日から同年8月31日まで
- 3 作業地域
朝来市佐囊神子畑地内



兵庫県告示第1210号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、姫路市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
令和3年8月5日から同年9月29日まで
- 3 作業地域
姫路市山吹1丁目1番地11号地先



兵庫県告示第1211号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間

令和3年6月28日から同年8月31日まで

3 作業地域

西宮市甲子園一番町地内



兵庫県告示第1212号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））

2 作業期間

令和3年8月2日から同年9月10日まで

3 作業地域

西宮市雲井町地内



兵庫県告示第1213号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 作業種類

公共測量（4級基準点の復旧測量（再設））

2 作業期間

令和3年8月10日から同年9月9日まで

3 作業地域

西宮市甲陽園目神山町地内



兵庫県告示第1214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年11月19日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和3年11月19日から2週間、丹波県民局丹波土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 稲畑柏原線	丹波市氷上町稲畑字萱苺2165番1から 同市柏原町鴨野字萱苺74番1まで	旧	8.0から 27.0まで 14.0から 79.0まで	499.0 479.0	一部 予定地
		新	8.0から 27.0まで 14.0から 75.0まで	499.0 494.0	一部 予定地

兵庫県告示第1215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年11月24日から供用を開始する。

その関係図面は、令和3年11月19日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 三木穴栗線	小野市檜山町字北ノ垣内25番1から 同市檜山町字北ノ垣内30番1まで	旧	8.0から 11.0まで	95.0	
		新	8.0から 15.0まで	95.0	

兵庫県告示第1216号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

令和3年11月19日

北播磨県民局長 上田賢一

- 重要調整池の所在地
加西市北条町東高室字西中野876番1ほか
- 重要調整池の所有者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
東高室地区 重要調整池	大阪市淀川区西中島五丁目5番15号	阿江 九美子

公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年11月19日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

- 調達内容
 - 調達する物品等の名称及び数量
兵庫陶芸美術館ほか16施設で使用する電気 予定数量10,154,445キロワット時/年
 - 調達案件の仕様等
契約担当者が仕様書等で指定するところによる。
 - 履行期間
令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）まで
 - 履行場所
仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり
 - 入札方法
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数

があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(入札参加資格審査窓口)

兵庫県出納局管理課 電話(078)341-7711 内線4936

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

- (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

- (6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

(環境配慮方針に基づく判定窓口)

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話(078)341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

- (1) 交付期間

令和3年11月19日(金)から同年12月13日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部企画財政局総務課 担当 木村

電話(078)341-7711 内線6054

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

- (1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和3年11月22日(月)から同年12月13日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

- (2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

- (3) 開札の日時及び場所

日時 令和4年1月18日(火)午前10時から

場所 兵庫県企画県民部企画財政局総務課(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

- (4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和4年1月17日(月)午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の110。以下同じ。)の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年1月14日(金)午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国(公社・公団を含む。以下同じ。)、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経

営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和3年12月13日(月)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び電話番号等があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と合わせて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:
Saito Motohiko, Governor of Hyogo Prefecture
- (2) Nature and quantity of the services to be required:
Supply of electric power, 10,154,445kWh/1 year
- (3) Fulfillment period:
From April 1, 2022 through March 31, 2023
- (4) Location:
As per designated by the head of the procuring entity in specification
- (5) Deadline for tender:
17:00 January 17, 2022 by direct delivery
17:00 January 17, 2022 by mail
- (6) Person to contact concerning the notice:
Mr. Kimura, General Affairs Division, Civil Policy Planning & Administration Department, Hyogo Prefectural Government
5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo 650-8567
TEL (078)341-7711 Ext. 6054



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 マルナカ洲本店
 所在地 洲本市港2番地2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
- 3 変更事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ア 変更前
 名称 マルナカ洲本
 所在地 洲本市港2-2 ほか
 - イ 変更後
 名称 マルナカ洲本
 所在地 洲本市港2番地2 ほか
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町1001番地	中山芳彦
 - イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
- 4 変更年月日
令和3年3月1日ほか
- 5 届出年月日

令和3年7月2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年11月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年3月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コーナン洲本SC

所在地 洲本市上内膳字舟川原407番地1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401番地1	疋田直太郎
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前

名称 コーナン洲本SC

所在地 洲本市上内膳字舟川原404番1 他66筆

イ 変更後

名称 コーナン洲本SC

所在地 洲本市上内膳字舟川原407番地1 ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401番地1	疋田直太郎
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町1001番地	中山明憲

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
コーナン商事株式会社	堺市西区鳳東町四丁401番地1	疋田直太郎
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

4 変更年月日

令和3年3月1日ほか

5 届出年月日

令和3年7月2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年11月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年3月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ南あわじ店

所在地 南あわじ市志知字坂本143番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前

名称 マルナカ南あわじ店

所在地 南あわじ市志知字辻ノ内109 ほか

イ 変更後

名称 マルナカ南あわじ店

所在地 南あわじ市志知字坂本143番地 ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町1001番地	中山明憲

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
株式会社サンマルク	淡路市志筑2840番地の32	梅原良和

4 変更年月日

令和3年3月1日ほか

5 届出年月日

令和3年7月2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年11月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年3月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三原ショッピングプラザ

所在地 南あわじ市市円行寺字北ノ川146番地1 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社市	南あわじ市市円行寺150番地	楓 鎮 嘉
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平 尾 健 一
株式会社三原商業開発	南あわじ市市円行寺150番地の1	楓 鎮 嘉

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前

名称 三原ショッピングプラザ

所在地 南あわじ市市円行寺150番地

イ 変更後

名称 三原ショッピングプラザ

所在地 南あわじ市市円行寺字北ノ川146番地1 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
市小売商業協同組合	南あわじ市市円行寺150番地	楓 鎮 嘉
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平 尾 健 一
株式会社三原商業開発	南あわじ市市円行寺150番地の1	楓 鎮 嘉

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
株式会社市	南あわじ市市円行寺150番地	楓 鎮 嘉
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平 尾 健 一
株式会社三原商業開発	南あわじ市市円行寺150番地の1	楓 鎮 嘉

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町1001番地	齋藤光義
DCMダイキ株式会社	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	小島正之

株式会社鈴木商店 外16者	淡路市志筑1720番地1	鈴木順也
イ 変更後		
名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一
DCM株式会社	東京都品川区南大井六丁目22番7号	石黒靖規
株式会社鈴木商店 外15者	淡路市志筑1720番地1	鈴木順也

4 変更年月日

令和3年3月1日ほか

5 届出年月日

令和3年7月2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年11月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年3月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ淡路一宮店

所在地 淡路市郡家字中溝北140番地 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称

住所

代表者の氏名

マックスバリュ西日本株式会社

広島市南区段原南一丁目3番52号

平尾健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前

名称 リベラルスーパーチェーン一宮店

所在地 淡路市郡家140番地

イ 変更後

名称 マルナカ淡路一宮店

所在地 淡路市郡家字中溝北140番地 ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称

住所

代表者の氏名

株式会社リベラルスーパーチェーン	洲本市本町七丁目4番33号	西岡 康之
株式会社ワッツ	大阪府東大阪市鴨池2-1-64	近石 弘
外2者		

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一
外1者		

4 変更年月日

令和3年3月1日ほか

5 届出年月日

令和3年7月2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年11月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年3月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年11月19日

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルナカ東浦店
所在地 淡路市久留麻字田尻27番地2 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ア 変更前

名称 マルナカ東浦店
所在地 淡路市久留麻27-2 ほか

イ 変更後

名称 マルナカ東浦店
所在地 淡路市久留麻字田尻27番地2 ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
株式会社マルナカ	香川県高松市円座町1001番地	平尾 健一

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾 健一

4 変更年月日

令和3年3月1日ほか

5 届出年月日

令和3年7月2日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年11月19日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和4年3月21日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

令和3年11月19日

契約担当者

兵庫県神戸県民センター長 西 躰 和 美

1 調達内容

(1) 調達する物品等の名称及び数量

兵庫県西神戸庁舎ほか15施設で使用する電気 予定数量4,066,495キロワット時/年

(2) 調達案件の仕様等

契約担当者が仕様書等で指定するところによる。

(3) 履行期間

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(4) 履行場所

仕様書別紙「対象施設の情報一覧」のとおり

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に届出管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

（入札参加資格審査窓口）

兵庫県届出管理課 電話（078）341-7711 内線4936

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 「兵庫県電力の調達に係る環境配慮方針」に基づき、入札参加「可」と判定された者又は判定を受けていない者で開札の日時までに入札参加「可」と判定された者であること。

（環境配慮方針に基づく判定窓口）

兵庫県農政環境部環境創造局環境政策課 電話（078）341-7711 内線3358

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

令和3年11月19日（金）から同年12月9日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-32

兵庫県神戸県民センター県民交流室総務防災課（財務担当） 担当 岡田

電話（078）647-9082

4 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書及び入札書の提出期間等

(1) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出期間

令和3年11月22日（月）から同年12月9日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

日時 令和4年1月20日（木）午前10時から

場所 新長田合同庁舎7階 会議室7D（神戸市長田区二葉町5-1-32）

(4) 入札書の受領期限

郵送又は持参により入札書を提出するものとし、令和4年1月19日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110。以下同じ。）の100分の5以上の額の入札保証金を令和4年1月18日（火）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。以下同じ。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況並びにその他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき（入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。）。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前記2(1)、(5)及び(6)に示した電気の供給を実施できることを証明する書類を添付して、令和3年12月9日(木)午後5時までに提出すること。

また、上記(2)ア及び(3)アに示した国及び地方公共団体等との契約締結及び履行の実績がある場合にはそれを証明する書類を併せて提出すること。

イ 入札参加者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

イ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

ウ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

エ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

オ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。特に、入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力を生じる。」旨が付記されていること。

カ 代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。

キ 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、前記4(4)及び5(5)アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、4(4)又は5(5)ウ若しくはエに違反し無効となった者以外の者

コ この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となること。

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品等を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Nishitai Kazuyoshi, Executive Director General, Kobe District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the services to be required:

Supply of electric power, 4,066,495 kWh/1 year

(3) Fulfillment period:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(4) Location:

As per designated by the head of the procuring entity in specification

(5) Deadline for tender:

17:00 January 19, 2022 by direct delivery

17:00 January 19, 2022 by mail

(6) Person to contact concerning the notice:

Ms.Okada, General Affairs Office, Kobe District Administration Office, Hyogo Prefectural Government

5-1-32 Futaba-cho, Nagata-ku, Kobe, Hyogo 653-0042

TEL (078)647-9082